

2013年2月版

# 復興促進プログラム (マッチング促進)

タイプⅠ・タイプⅡ

平成24年度 第3回募集  
申請要領



JST復興促進プログラムは3つの制度（復興促進プログラム（マッチング促進）、復興促進プログラム（A-STEP）、復興促進プログラム（産学共創））から構成されます。本要領は、そのうちの「復興促進プログラム（マッチング促進）」に関するものです。

## 東日本大震災で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます

昨年3月11日の東日本大震災とこれに続く津波被害、福島第一原子力発電所事故から1年あまりが経過しました。亡くなられた多数の方々のご冥福を改めてお祈りするとともに、現在も新しい生活の再建に努力しておられる方々に、心からお見舞いを申し上げます。

この度JSTでは、4月より「JST復興促進センター」を発足し、盛岡市、仙台市、郡山市に事務所を開設、新たにマッチングプランナーを配置するとともに「JST復興促進プログラム」を開始し、被災地の復興を促進する本格的な活動にあたります。

「JST復興促進プログラム」では被災地域の産業・経済団体や自治体、公設試験研究機関等と連携のもと、JSTが培ってきたこれまでの経験を活かし、

○マッチングプランナーによる被災地産学共同研究支援

○全国の大学等の技術シーズの育成強化による被災地企業への移転促進等を総合的に実施致します。全国の大学等の技術シーズの被災地企業における企業化、実用化を推し進めることにより、震災前の状態への復旧にとどまらず、新たなイノベーションの創出を図り、被災地経済の復興促進に貢献することを目指します。

イノベーションによる被災地の復興には、大学や産業界、行政などが一体となって取り組むことが必要です。JSTは、被災地域はもとより我が国の復興が本格化し、再生に向けた力強い一歩を踏み出すため、産学官連携による信頼されるプレーヤーとして職員一丸となって努力する所存です。

皆様方のご理解とご協力をお願いし、本プログラムをご利用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

平成24年4月

独立行政法人 科学技術振興機構

理事長 中村 道治

〇スケジュール（予定）

	タイプⅠ・タイプⅡ
申請受付期間	<u>第3回締切：平成25年2月18日（月）</u> 申請書必着 ※当初締切予定平成25年1月31日を変更しました。
書類審査	締切後 1 カ月程度
面接審査	原則なし（必要に応じて実施する場合あり）
審査結果通知	平成 25 年 3 月下旬頃
研究開始	平成 25 年 3 月下旬頃

## 目 次

1. 復興促進プログラムの概要	1
2. 復興促進プログラム（マッチング促進）の特徴	2
3. 申請の要件	3
4. 研究開発費	4
5. 受付期間、選考および採択	8
6. 採択後の責務	11
7. 申請にあたっての留意点	13
8. 申請書類作成要領	19

(別添)

タイプⅠ、タイプⅡ 課題申請書 (様式1～10)	23
「復興特別区域」の対象区域	42
研究開発データベース・重点研究分野コード表	45
キーワード表	46
企業の業種表および研究開発分野表	48

## 1. 復興促進プログラムの概要

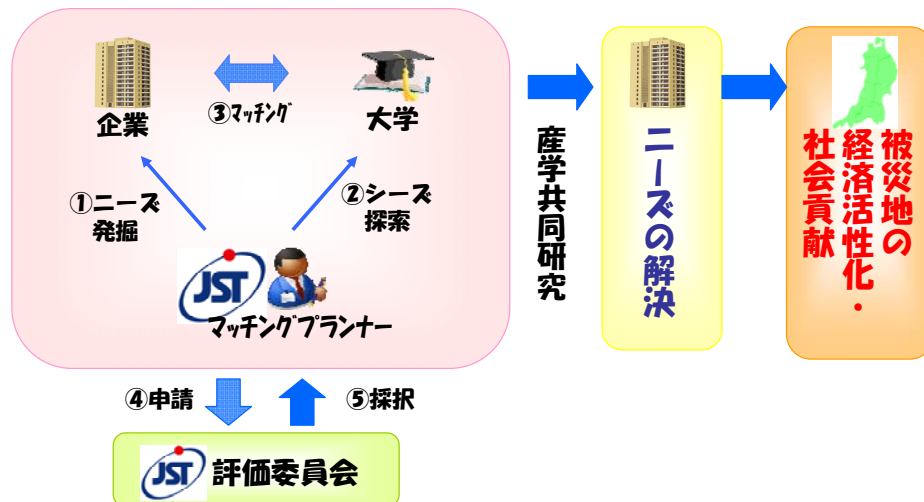
本プログラムでは、(社)東北経済連合会を始めとする産業・経済団体や自治体と連携のもと、マッチングプランナーによる被災地産学共同研究支援や、全国の大学等の技術シーズの育成強化による被災地企業への移転促進等を総合的に実施することで、全国の大学等の技術シーズを被災地企業において実用化し、被災地経済の復興促進に貢献することを目的とします。

本プログラムは3つの制度から構成されます。

名称	復興促進プログラム			
	マッチング促進	A-STEP		産学共創
		探索タイプ	シーズ顕在化タイプ	
支援の目的	JSTマッチングプランナーが産学官連携支援機関の協力のもとに、被災地域の企業のニーズを発掘し、これを解決できる被災地域を始めとした大学等※の技術シーズとマッチングし、産学共同研究を支援する。	JST研究成果展開事業「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」のもと、フイージビリティスタディ(FS)ステージにおいて、被災地域の企業ニーズを踏まえたシーズの実用化可能性検証を支援する。		JST研究成果展開事業「産学共創基礎基盤研究プログラム」のもと、被災地域の産業界に共通する技術的課題(技術テーマ)の解決に資する基盤研究に対する研究資金の支援や産学共創の場を開催し、産学の対話を通じて技術テーマの解決を加速する。
申請者の要件	被災地企業と大学等の研究者とマッチングプランナーの共同申請	大学等の研究者とコーディネータ等の共同申請、または大学等の研究者の申請(被災地企業の見解が必要)	被災地企業と大学等の研究者の共同申請	大学等の研究者の申請
研究開発期間	～2.5年 (最長平成27年3月まで)	1年	1年	1.5～2.5年 (最長平成27年3月まで)
研究開発費	タイプⅠ 200～1,000万円/年 タイプⅡ 1,000～2,000万円/年	基準額170万円/年 (最大300万円/年まで)	基準額800万円/年	最大3,000万円/年 ※平成24年度は最大1,500万円程度となります。

※大学等: 国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人等(非課税の法人に限る)

## 2. 復興促進プログラム(マッチング促進)の特徴



### (1) 企業ニーズの発掘

・JST のマッチングプランナーが、被災地域の産学連携支援機関(コーディネータ)等の協力のもと、製品・サービスの開発・改良、生産・製造過程等で何らかの技術的課題(ニーズ)を抱える被災地の企業を探します。

### (2) 大学等のシーズ探索

・(1)の企業ニーズを解決しうる技術シーズについて、被災地をはじめとする全国の大学・高専・公設試験研究機関等研究機関から探します。

### (3) マッチング

・(2)で探し出した技術シーズ候補を①の被災地企業に紹介し、マッチングを図ります。

### (4) 申請

・企業ニーズの解決に向けて、産学共同の研究開発が必要な場合、マッチングプランナーが企業と大学等を調整の上、3者連名で本プログラムへ申請します。  
 ・(3)マッチングの過程において、JST マッチングプランナーが関わっていない場合でも本プログラムへ申請することが可能です。まずは、JST 復興促進センターまでご相談ください。申請についてマッチングプランナーが助言・アドバイスの上、申請手続を行います。

### (5) 選考・採択

・JST 復興促進センターの各事務所に設置する評価委員会にて、評価委員長である PO が外部有識者の協力を得て採択課題を選考します。

### (6) 産学共同研究

・採択後、企業および大学等と JST との間でそれぞれ委託研究契約を締結し、研究費を支出します。  
 ・研究費の額に応じて企業負担が求められます(詳細は「4. 研究開発費(1)研究開発費の規模」を参照)。  
 ・研究期間中、マッチングプランナーは研究開発の調整や助言等の支援を行います。研究開発終了後も必要に応じて他制度へのつなぎ込み等、実用化までの道のりを幅広く支援します。

### 3. 申請の要件

#### (1) 申請課題の要件

- ①被災地企業が抱えるニーズ(技術的課題)を解決するための産学共同の研究開発であること。
- ②企業のニーズに対し、大学等の技術シーズ・知識・ノウハウ等を活用すること。
- ③JSTマッチングプランナー、企業に所属する企業研究者、大学等に所属する研究責任者の連名の申請であること。

#### (2) 申請機関の要件

- ①原則として**被災地域※に所在する企業を1社以上含む**こと。

※「被災地域」とは、東日本大震災復興特別区域法第2条第2項に定める「復興特別区域」の対象区域を指します。ただし、「復興特別区域」の対象区域以外の企業であっても、個々の事情や制度の趣旨に照らして支援対象とする場合もあります。(「復興特別区域」の対象区域については、p.50～52をご参照ください。)

- ・本社が被災地域以外に所在する場合でも、研究開発を行う研究所や生産拠点等が被災地域に所在する場合は要件を満たします。
  - ・複数の企業で構成されるプロジェクトの場合、上記の要件を満たせば、被災地に所在しない企業でも参画可能です。
- ②企業責任者が所属する企業、研究責任者が所属する大学等はJSTと委託研究契約を締結することが可能であること。

#### (3) 申請者の要件

- ①企業責任者(プロジェクトリーダー)

- a. 研究開発のマネジメント能力を有すること。
- b. 原則、日本の法人格を有する民間企業※、農林漁業団体等に常勤する者であること。  
※民間企業とは、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社を指す。

- ②研究責任者

- a. 技術的課題を解決するためのシーズ・知識・ノウハウを有する者であり(シーズ候補が特許の場合にはその発明者)、課題解決に向けた研究開発や助言を行う者であること。
- b. 日本国内の大学等に常勤の研究者として所属する者であること。

## 4. 研究開発費

### (1) JSTが配分する研究開発費(JST研究開発費)の規模

- ・研究費規模に応じて2つのタイプに分かれます。

タイプⅠ : 200 ~ 最大1,000万円/年 (マッチングファンド形式)

タイプⅡ : 1,000 ~ 最大2,000万円程度/年(マッチングファンド形式)

- ・JST研究開発費は企業が本課題の研究開発に対し自ら負担する支出額(企業負担額)に応じて上限額が定められています(「(2)企業負担額」参照)。申請できる研究開発費(委託研究費)は、研究開発の実施に直接必要となる直接経費、再委託費及び間接経費の総額となります。申請時には直接経費を積算の上、直接経費の30%を上限に間接経費を算出し、直接経費、再委託費及び間接経費の合計を申請額としてください。
- ・実際に支出される研究開発費の額は、採択後、申請書類に記載された研究開発実施計画等の審査結果、研究開発期間中の進捗状況や評価等に基づき、調整することがあります。

### (2) 企業負担額

- ・企業負担額に対して1年目は5倍(2年目は4倍、3年目は3倍)を上限とし、JSTより研究開発費を支出します。

(例)JST研究開発費 初年度から3年目まで毎年460万円/年のケース

うち A大学へ130万円(直接経費100万円 間接経費30万円)

B企業へ330万円(直接経費300万円 間接経費30万円)

B企業の企業負担額 初年度  $430万円^* \div 5 \rightarrow 86$  万円以上

2年度  $430万円^* \div 4 \rightarrow 107.5$ 万円以上

3年度  $430万円^* \div 3 \rightarrow 143.3$ 万円以上

※A大学の間接経費分は除外して算出します。

- ・企業負担として計上できる経費は、本プログラムの実施のために必要な経費および共同研究先である大学等への寄付金であって、その金額が合理的・検証可能な方法で算定できるものに限り、具体的には、JST研究開発費(4. 研究開発費で規定する「(3)の直接経費」「(4)の再委託費」「(5)の間接経費」に記載の費用)の対象となる費用を企業が負担した場合は企業負担として認められます。更に企業の所有する設備を研究開発に使用した場合、研究開発期間に対応する減価償却も企業負担として認められます。
- ・複数年度にわたって実施する課題の場合、企業負担の金額は年度ごとに算出します。
- ・企業負担額が、上記の額を下回ることとなった場合には、配分したJST研究開発費の返還、研究開発の中止等を含めた共同研究開発計画の見直しを行なっていただきます。

### (3) 研究開発期間

～約2年(最長で平成27年3月まで)

### (4) 直接経費

#### ① 物品費(設備備品費)

設備・物品等の購入、製造、又は据付等に必要経費



②物品費(消耗品費)

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費

③旅費

申請書に記載の研究者が行う試料収集、各種調査、研究開発の打合せ、成果発表等に伴う移動や宿泊に必要となる経費

④人件費・謝金

大学等における研究開発に従事するポスドク、研究補助員および企業所属の研究者の従事率に応じた雇用等に要する人件費。

なお、研究開発に従事する企業責任者および大学等研究責任者の人件費は、所属機関の負担とし、研究開発費の対象とはしません。

謝金は、研究開発等を実施するために必要であり、臨時的に発生する役務の提供などの協力を得た人への謝礼に必要な経費です。

⑤その他(外注費)

研究開発に直接必要なデータ分析等の請負業務を、仕様書に基づいて第三者に業務を実施させる(外注する)際の経費

⑥その他(その他経費)

他の費目に該当せずかつ個別に把握可能な経費です。(例:印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費、会議費(会場借料等)、設備貸借料(リース又はレンタル料)、研究成果発表費用、講習会・学会参加費用等)

(5)再委託費

再委託費は、研究開発課題の一部を第三者(例:発明者等が所属する機関等)に業務委託するために必要な経費で、直接経費ではありません。再委託は、事前に実施内容や契約上検討を具体化の上、JST の承認を得ることが必要です。実施機関が行うべき本質的な業務を再委託すると本制度の対象要件に該当しなくなりますので、再委託内容については十分検討する必要があります。なお、再委託した第三者の行為について、再委託元の実施機関は JST に対し、全責任を負うことになります。再委託先の間接経費や一般管理費を計上する場合は、再委託費から計上してください。

その他(外注費)と再委託費の合計は原則として、各年度の研究開発費から間接経費を除いた額の50%以内とします。50%を超える場合は、事前に JST の承認を得ることが必要です。

(6)間接経費

間接経費とは、研究開発に関連した研究環境の改善や機能向上のための経費をいい、直接経費の30%を上限とします。

間接経費は、本事業を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用す

るために必要となる経費に充当してください。具体的には、本事業の研究の遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とします。

①管理部門にかかる経費

－施設管理・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

等

②研究部門にかかる経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

等

③その他の関連する事業部門にかかる経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

等

このほか、機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断する経費が対象となりますが、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

(7)研究開発費として支出できない経費

①直接経費・再委託費・間接経費 共通

・研究開発の実施に関連のない経費

・合理的な説明のできない経費

(例)研究開発期間内での消費見通しを越えた極端に大量の消耗品購入のための経費

## ②直接経費・再委託費

研究開発の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は支出することができません。

- ・建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ・研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・研究開発の核心にあたる研究を第三者に再委託する経費(ただし、物性評価等、研究効率向上のための委託は除く)
- ・大学等において、研究開発に従事するポスドクおよび研究補助員(時給含む)以外の人件費  
企業においては、研究開発者以外の人件費  
ただし企業責任者、大学等研究責任者については、支出できません。
- ・成果発表と目標達成に必要な学会であっても、その年会費、食事代、懇親会費  
ただし、成果発表と目標達成に必要な学会への参加費、旅費は支出することができます。

## 5. 受付期間、選考および採択

JSTマッチングプランナーが共同申請になります。企業、大学等の方で、申請を希望される場合は、まずはJST復興促進センターまでご相談ください。

### (1) 受付期間

タイプ I・II 平成24年度申請受付  
第3回締切 平成25年2月18日(月) 申請書必着  
※当初締切予定平成25年1月31日を変更しました。

### (2) 審査の方法

PO ならびにアドバイザー等(外部有識者)の評価(書面審査)により実施されます。

審査は非公開で行いますが、申請課題との利害関係者は当該課題の審査を担当しません。

また、審査に携わる評価関係者には、一連の審査で取得した一切の情報を、評価関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられております。

審査の過程において、申請内容等について申請者に問い合わせを行う場合があります。なお審査の経過は通知いたしませんし、お問い合わせにも応じられません。また提出された申請書類等の審査資料は、返却いたしませんのでご了承ください。

### (3) 審査の手順

審査は、次の手順により実施されます。

#### ①形式審査

提出された申請書類について、申請の要件(申請者の要件、申請金額、申請必要書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限等)を満たしているかについて審査します。

申請の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

#### ②書類審査

・タイプ I : PO がアドバイザー等の協力を得て、書類審査を実施し、採択候補課題を選考します。

・タイプ II : PO がアドバイザー等の協力を得て、書類審査と面接審査を実施し、採択候補課題を選考します。

※申請をしたマッチングプランナーは当該案件の審査には加わりません。

※書類審査では、企業に関する財務等の審査もあわせて実施します。

#### ③最終審査

書類審査の評価を踏まえ、プログラムディレクター(PD)ならびに評価委員長が取りまとめを行い、採択候補課題を決定します。

#### ④研究開発課題の決定

この結果をもとに JST が採択課題を選定します。

#### (4) 審査の観点

審査(形式審査は除く。)は、以下の観点にもとづき総合的に実施します。

##### ①被災地企業ニーズと大学等シーズの適合性

- ・大学等のシーズが被災地企業の抱える技術的課題の解決に資するものであること。
- ・企業が大学等のシーズを活用できる技術力を有していること。

##### ②目標設定の妥当性

- ・企業が抱える技術的課題の解決が将来的な実用化に結びつくものであること。
- ・将来的な実用化に向けて、研究開発期間内に到達すべき目標が適切に設定されていること。

##### ③実行可能性

- ・技術的課題の解決という目標達成に向けて、取り組むべき課題が具体的に抽出されていること。
- ・目標に対して適切、かつ実現可能な研究開発計画が策定されていること。
- ・産学それぞれに役割分担があり、目標に対して適切な研究体制が組まれていること。

##### ④経済的・社会的効果の可能性

- ・実用化した際に、被災地の経済活性化または社会的問題の解決への貢献が期待されること。

#### (5) 審査結果の通知等

①最終審査の結果については採否にかかわらず、企業責任者(プロジェクトリーダー)およびコーディネータ等に通知します。ただし、コーディネータ等が介在していない場合は、研究責任者(プロジェクトリーダー)に通知します。

②採択課題については、採択課題名、企業責任者の所属機関名、研究責任者およびその所属機関名をホームページ等で公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。  
・申請情報の管理については「7. 申請にあたっての留意点(15)申請情報及び個人情報の取扱い」を参照してください。

③審査の透明性及び公正性を高めるため、POの氏名等をホームページ等で公表します。

④JSTより実施計画等の見直し、研究開発費の調整等をする場合があります。

(6) 選考スケジュール

タイプⅠ、タイプⅡについては第3回のスケジュールを示しています。

	タイプⅠ・タイプⅡ
申請受付期間	<u>第3回締切：平成25年2月18日（月）</u> 申請書必着 ※当初締切予定平成25年1月31日を変更しました。
書類審査	締切後 1 カ月程度
面接審査	原則なし（必要に応じて実施する場合あり）
審査結果通知	平成 25 年 3 月下旬頃
研究開始	平成 25 年 3 月下旬頃

## 6. 採択後の責務

申請課題が採択されたプロジェクトリーダー(企業責任者)等は、研究開発の実施及び研究開発費の執行にあたって、以下の条件を守らなければなりません。

### (1) 研究開発の推進

プロジェクトリーダーは、研究開発遂行上のマネジメント、成果の公表等、推進全般についての責任を持つ必要があります。

特に、計画書の作成、各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、プロジェクトリーダーが行ってください。

万一、実施企業の経営上の都合により、研究開発の継続に困難が生じた場合は、JST に速やかにその旨を連絡してください。

### (2) 研究開発費の経理管理

JST と委託研究開発契約を締結した機関は、研究開発費の経理管理状況を常に把握するとともに、研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。委託研究開発契約を締結した機関は支出した金額、その内容を研究開発実施計画書の区分・項目ごとに整理し、証拠書類と対応付けられるように管理していただきます。証拠書類は精算確認のために提出を求めることがあります。本制度の研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

### (3) 実施管理

JST は、研究開発期間中、プログラムオフィサー(PO)およびマッチングプランナー等による実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査(現地調査を含む。)を実施するとともに目的が達成されるよう、プロジェクトリーダー等に対し、本研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。プロジェクトリーダーには、進捗状況についての報告を求めます。またJSTと委託研究開発契約を締結した機関は、支出を受けた研究開発費についての報告を定期的又は随時提出する必要があります。

### (4) 評価

研究開発期間終了後、評価委員会による事後評価を実施します。評価者は、プロジェクトリーダーに対し完了報告書の提出、及び必要に応じて行われる面接審査への出席を求めます。事後評価では、計画書等の内容及び条件に従って着実に遂行されたかについての評価を行います。

### (5) 取得財産の帰属

JST が支出する研究開発費により大学等が取得した設備等については、大学等に帰属させることが可能です。

JST が支出する研究開発費により企業が取得した設備等の財産の所有権は、JST に帰属します(企業には帰属しません)。

当該設備等は、本研究開発期間中は JST から企業に対して無償で貸与し、研究開発終了後は企業が買い受けるかもしくは固定資産税相当額で有償貸与となります。また、有償貸与期間後は企業

が設備等を JST の基準により算定した評価額で買い取っていただくことになります。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

#### (6) 知的財産権の帰属等

本制度により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等)については、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)を適用し、同条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等)の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることが可能です。受託機関以外の者が発明等に寄与した場合にも共同研究開発に参加している機関であれば、当該機関に帰属させることが可能です。ただし当該機関にも同条が適用されることが前提です。

#### (7) 研究開発課題の成果等の発表

本制度により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、研究開発終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。また JST から成果の公開・普及の発信に協力を依頼させていただく場合がございます。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST に通知するとともに、本事業による成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

#### (8) 調査

研究開発終了後、JST が実施する追跡調査(フォローアップ)にご協力いただきます。その他必要に応じて、進捗状況の調査にもご協力いただきます。研究開発終了後に、プロジェクトリーダーの連絡先等に変更があればご連絡ください。



## 7. 申請にあたっての留意点

### (1) 不合理な重複及び過度の集中に対する措置

#### ① 不合理な重複に対する措置

申請者が、同一の企業または研究者による同一の研究開発課題(競争的資金が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究開発費の減額(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・実質に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、他の制度(競争的資金)と同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本制度への申請段階において、他の制度(競争的資金)等への提案を制限するものではありませんが、他の制度(競争的資金)等に採択された場合には速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ② 過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究開発内容と、他の制度(競争的資金)等を活用して実施している研究開発内容が異なる場合においても、当該申請者又は研究開発グループ(以下、「申請者等」という。)に当該年度に配分される研究開発費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・申請者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究開発費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォート(申請者の全仕事時間(※)に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究開発費が配分されている場合

(※)申請者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ・不必要に高額な研究開発設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の制度(競争的資金)等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ③ 合理的な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)の一

部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の制度(競争的資金)等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の制度(競争的資金)等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

#### ④最先端・次世代研究開発支援プログラムの重複制限

「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に採択され、研究開発を実施する研究者については、平成23年度以降、事業期間終了まで、国又は独立行政法人からの他の研究費(研究開発を直接の目的としない事業の資金を除く)の配分を受けることができませんので留意願います。

#### (2)他府省を含む他の制度(競争的資金)等の応募受入れ状況

他の制度への申請段階(採択が決定していない段階)での本事業への申請は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

申請者が、異なる課題名又は内容で他の制度において助成を受けている場合は、上記の重複申請の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますのでご留意ください。

このため、他の制度で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は申請中の場合には申請書の「他の制度への申請、実施等」に正確に記入してください。この記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

#### (3)研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究開発費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

#### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

##### (i)契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

##### (ii)申請及び参加(※)の制限

本事業の研究開発費の不正使用等を行った申請者及びそれに共謀した申請者に対し、本事業への申請及び参加を制限します(遡及して適用することがあります)。

また、他府省・独立行政法人を含む他の制度(競争的資金)の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした申請者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究開発年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。(他府省・独立行政法人を含む他の制度(競争的資金)において、申請及び参加が制限されることとなる可能性があります。)

なお、この不正使用等を行った申請者及びそれに共謀した申請者に対する本事業における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表の通り、原則、研究開発費等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

不正使用等の内容	制限の期間 (委託費を返還した年度の翌年度から)
単純な事務処理の誤り	なし
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。)  <例> ・本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用(2年) ・本事業による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用(3年) ・研究等に関連しない用途に使用(4年) ・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出(4年) ・個人の利益を得るための私的流用(5年)
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	5年

(※)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

#### (4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究開発活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用、以下「不正行為等」という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下の通りとします。

#### ○研究活動の不正行為が認められた場合の措置

##### (i) 契約の解除・変更、委託費の返還

研究開発活動の不正行為が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究開発活動の不正行為の悪質性に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。(競争的資金の適正な執行に関する指針(平成19年12月14日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づく)。

##### (ii) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します(遡及して適用することがあります)。また、他府省を含む他の制度(競争的資金)の担当課に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の制度(競争的資金)の担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5)他の制度(競争的資金)で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人の競争的資金制度(※)、競争的資金制度以外のJSTの所掌する研究事業のいずれかにおいて、研究開発費の不正使用等又は研究開発活動の不正行為等により制限が行われた申請者については、競争的資金制度あるいは競争的資金制度以外のJSTの所掌する研究事業において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「競争的資金制度」について、平成24年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成23年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。また、申請等資格制限の取扱い及び対象制度が変更になった場合は適宜、文部科学省及びJSTのホームページ等でお知らせいたします。

(※)現在、具体的に対象となる制度につきましては、下記のページをご覧ください。なお、下記ページ、URLは適宜変更になることがあります。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/10ichiran.pdf>

(6)関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(7)間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究開発機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管しておいてください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりJSTに報告が必要となります。

(8)繰越について

事業の進捗に伴い、研究開発に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、JSTにご相談ください。

(9)「国民との科学・技術対話」の推進について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成22年6月19日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対し分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。詳しくは以下を

ご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(10) 府省共通経費取扱区分表について

本制度では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については、下記 HP の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/kubun.pdf>

(11) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本制度では、委託研究契約の締結にあたり、標記ガイドラインに基づく研究開発費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)の提出は必要ありません。

ただし、実施機関においては、標記ガイドラインを参考に、研究開発費の管理・監査体制のできる限り整備し、適切に研究資金を執行管理する必要があります。

(12) 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発(注)の有無を確認してください。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを完了してください。

(注) 詳しくは下記ホームページをご参照ください。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm)

環境省ホームページ「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/rule.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html)

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

(13) 人権及び利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う申請の場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

(14) 政府研究開発データベースへの情報提供

内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

(※) 政府研究開発データベース

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の

方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

#### (15) 応募情報及び個人情報の取扱い

##### ① 応募情報の管理について

申請書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査にはJST内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名など各制度の公募要領で、公表することを明記されている情報、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜JSTのホームページにおいて公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

##### ② 個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・審査及び審査に関係する事務連絡、通知等に利用します。
- ・審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・JSTが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

#### (16) その他注意事項

平成24年度政府予算の状況によって変更がありえますので、予めご了承ください。

## 8. 申請書類作成要領

- \* 提出された申請書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等については「7. (15) 応募情報及び個人情報の取扱い」に準じます。
- \* 申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

### (1) 申請に必要な書類

**マッチングプランナーと事前相談の上**、下記の書類を作成・用意して**締切までに**提出してください。

なお、**提出方法は「簡易書留または宅配便による提出」のみ(必着)**となります。持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられませんのでご注意ください

	タイプⅠ・タイプⅡ	
	紙媒体	電子媒体
課題申請書(様式)※1、2	6部 様式1~10	CD-R 等 【100MB 以内】 ファイルの種類は、 Word または PDF (課題申請書は Word)
出願特許(3点以内)※3、4	—	
参考文献(3点以内)※3、5		
企業パンフレット		
決算報告書(直近3期) or 有価証券報告書(直近3期)		

※1 **課題申請書様式の電子ファイルは以下のURLからダウンロードしてください。**

<http://www.jst.go.jp/fukkou/about/matching.html>

※2 タイプⅠ・タイプⅡについては**紙媒体・電子媒体の両方**をご提出願います。

※3 申請書に最大3点記載している「**出願特許**」「**参考文献**」の写しについて、**すべて電子化したもの**をお送りください。また、課題申請書の「様式6」と齟齬がないようにしてください。申請者の判断により添付をしない場合、技術内容の詳細が不明であることを理由に審査上不利を被る可能性があることをご確認ください。

※4 シーズンに関する「**研究責任者が発明者となっている特許**」を指します。申請書中の記載と齟齬がないようにしてください。添付をする場合、特許明細書とともに「**出願番号**」「**出願人**」「**発明者**」がわかる部分を必ず含めてください。

※5 シーズンに関する「**研究責任者が著者となっている論文等**」を指します。

### (2) 照会窓口および書類提出先

※本制度に関するご照会およびマッチングプランナーへのご相談は以下の①のメールアドレス、または②～④の盛岡、仙台、郡山の各事務所へお問い合わせ願います。

※上記(1)の申請書類等のご提出は以下の②～④の盛岡、仙台、郡山の各事務所へ「**簡易書留または宅配便**」にて送付願います。

① 照会専用 E-mail fukkou\_matching@jst.go.jp(事務所共通)

こちらは照会専用のメールアドレスです。メールでの申請書類提出は受け付けておりませんのでご注意ください。

② 独立行政法人 科学技術振興機構 JST 復興促進センター 盛岡事務所  
 <書類提出先住所>

〒020-0852 岩手県盛岡市飯岡新田 3-35-2 岩手県先端科学技術研究センター内  
TEL:019-635-0727

- ③ 独立行政法人 科学技術振興機構 JST 復興促進センター 仙台事務所  
＜書類提出先住所＞

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1  
TEL:022-395-5712

- ④ 独立行政法人 科学技術振興機構 JST 復興促進センター 郡山事務所  
＜書類提出先住所＞

〒963-8002 福島県郡山市駅前 1-15-6  
TEL:024-983-0183

### (3) 提出に当たっての注意事項

- ① 課題申請書作成にあたっては、パソコンで作成してください。
- ② 印刷にあたっては両面印刷とします。カラー・白黒は問いません。
- ③ 申請前に、必ず参画する全ての機関の事前了解を得てください。なお、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設置されている場合は、当該部門の了解も得ておいてください。
- ④ 複数の企業が共同して研究を実施する場合は、そのうちの1社から、企業責任者の所属する機関を代表として申請を行ってください。その場合、企業パンフレットについては各企業について提出してください。
- ⑤ 課題申請書には下中央に通し頁(ー1ー)を付けてください。
- ⑥ 提出いただいた書類の返却、差し替え等には応じられません。なお、秘密保持については厳守いたします。



## JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第3期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第4期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長  
中村 道治

### 女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在13.8%(平成22年度末現在。平成23年科学技術研究調査報告(総務省)より)といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続していった欲しいと思います。

JSTでは、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案に応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JSTでは、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています<sup>(※)</sup>。

この機会にJSTの事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監  
小舘 香椎子  
(日本女子大学名誉教授)



(別添)

# JST 復興促進プログラム マッチング促進

ータイプⅠ・タイプⅡー  
課題申請書

復興促進プログラム

マッチング促進（タイプⅠ・タイプⅡ） 課題申請書

（様式1）※申請書中の例示・注釈文（ピンク文字）は申請時には削除してください。

（ 基 本 情 報 ）

1.基本情報

課題名	課題名			
課題概要	※申請される課題の内容全体が分かるように、様式5の内容を踏まえて300字以内で記述してください。 ※図、表の使用は不可です。			
研究開発費 (JST支出分総額)	千円 注1	研究開発期間	平成24年 月～ 平成 年 月 ( 年 ヶ月) 注2	
技術分野 注3	主	コード表の番号		
	副	コード表の番号 (複数可)	コード表の番号 (複数可)	コード表の番号 (複数可)
	研究キーワード			

注1 様式5の6により合計額を算出の上、誤りがないよう記載してください。

注2 最長で平成27年3月までとなります。

注3 「研究開発データベース・重点研究分野コード表」より選択してください。

2.申請者情報

グマ ナ プ ッ ク ラ チ ン ン	事務所					
	マッチングプランナー 氏名		マッチングプランナー フリガナ			
企業(企業責任者) 注4	企業名					
	企業責任者 氏名		企業責任者 フリガナ			
	所属部署		役職			
	郵便番号	000-0000	住所			
	TEL	000-000-0000	FAX	000-000-0000	e-mail	XXXXXXXXXX@XXX.XX.XX
	e-Rad 情報 注5	研究者番号： 8桁の数字		所属研究機関コード： 10桁の数字		
大学等(研究責任者) 注4	研究機関名					
	研究責任者 氏名		研究責任者 フリガナ			
	所属部署		役職			
	郵便番号	000-0000	住所			
	TEL	000-000-0000	FAX	000-000-0000	e-mail	XXXXXXXXXX@XXX.XX.XX

	e-Rad 情報 注5	研究者番号： 8桁の数字	所属研究機関コード： 10桁の数字	
担当コーディネータ 注6	所属機関名			
	コーディネータ氏名	コーディネータ フリガナ		
	所属部署		役職	
	郵便番号	000-0000	住所	
	TEL	000-000-0000	FA X	000-000-0000 e-mail xxxxxxxxxxxx@xxx.xx.xx
	e-Rad 情報 注5	研究者番号： 8桁の数字	所属研究機関コード： 10桁の数字	

産学連携部門 (知的財産部門) 注7 大学等	所属機関名			
	代表者氏名	代表者フリガナ		
	所属部署		役職	
	郵便番号	000-0000	住所	
	TEL	000-000-0000	FA X	000-000-0000 e-mail xxxxxxxxxxxx@xxx.xx.xx
	e-Rad 情報 注5	研究者番号： 8桁の数字	所属研究機関コード： 10桁の数字	

注4 企業、大学等がそれぞれ複数参画することは可能ですが、申請者となるのは企業の代表機関、大学等の代表機関それぞれ1機関ずつです。

注5 申請にあたり e-Rad への登録は必須ではありませんが既に取得されている場合には記入してください。

注6 マッチングプランナーの他に本課題を担当するコーディネータがいる場合に記載してください。

注7 該当部門がない場合でも、所属学部・研究科の部局長とした上で必ず記載してください。なお、申請に当たっては、参画するすべての研究機関で本申請に関する事前の了解が得られていることが必要です。了解が得られていない場合、採択が取り消されることがあります。

### 3.研究参加機関

企業責任者、研究責任者所属の機関以外にも企業、大学等が参加する場合に記入してください。参加数に応じて表を追加してください。

企業 注4	企業名		参加者氏名	
	所属部署		役職	
	郵便番号	000-0000	住所	
	TEL	000-000-0000	FAX	000-000-0000 e-mail xxxxxxxxxxxx@xxx.xx.xx
	e-Rad 情報	研究者番号： 8桁の数字	所属研究機関コード： 10桁の数字	

大学等 注4	研究機関名			
	研究者氏名	研究者 フリガナ		
	所属部署		役職	
	郵便番号	000-0000	住所	
	TEL	000-000-0000	FAX	000-000-0000 e-mail xxxxxxxxxxxx@xxx.xx.xx
	e-Rad 情報	研究者番号： 8桁の数字	所属研究機関コード： 10桁の数字	

(様式2)

(マッチングプランナーの見解)

- ・申請に至った背景、研究開発の必要性、本研究開発の実施による企業化への可能性、被災地域への波及効果（経済的価値・社会的価値）について、マッチングプランナーが記載してください。

(様式3)

## (製品等および技術的課題)

1. 最終的に目指す製品（またはサービス・生産プロセス等）
  - ・本提案にて実用化を目指す製品・サービス・生産プロセス等について、具体的なイメージが分かるように、必要に応じて図表・写真等を添付して詳細に記載してください。
  
2. 目標の製品（またはサービス・生産プロセス等）に対する技術的課題
  - ・実用化にあたりどのような技術的課題を抱えているか、その概要と、課題解決の必要性・緊急性等について記載してください。
  
3. 波及効果（経済的価値・社会的価値）
  - ・目指す製品・サービス・生産プロセス等によりもたらされる経済的価値、社会的価値など想定される波及効果を具体的に記載してください。また、東日本大震災からの復興への貢献可能性についても記載してください。
  
4. 事業化のリスク
  - ・事業化に向けて想定されるリスクとその対応について記載してください。
    - 例) 競合あるいは類似の製品・サービスの存在
    - 時間的制約（タイミングを失するとビジネスチャンスが失われる）
    - 市場への参入障壁（法、規制、慣習等）
    - 副次的効果（製品・サービス・生産プロセスの導入により、健康や安全、環境への問題を引き起こす可能性等）

(様式4)

### (技術的課題の解決に資するシーズ)

シーズとは、研究責任者によって生み出された研究成果で、かつ本提案の技術的課題を解決する上で中核となる技術を指します。

#### 1. シーズの内容・必要性

- ・本提案シーズに関してその内容と特徴を、必要に応じて図表を用いて記載してください。

#### 2. シーズの研究成果および今後必要な開発

- ・技術的課題の解決に向けて、既に検討や研究開発を開始している場合は、どのような条件でどのような結果が得られているのかなど、図表等の実験データとともに定量的・具体的に記載してください。
- ・また、技術的課題を解決するために今後どのような研究開発が必要になるかを記載してください。特に技術水準のレベルアップが必要となる場合は、その達成見込みについて説明してください。

#### 3. 他の類似技術の研究開発動向

- ・技術的課題の解決可能性のある他の技術があれば、本提案シーズと優位性について比較してください。



(様式5)

( 研 究 開 発 計 画 )

1. 研究開発期間中の研究開発計画

1-1. 全体の開発目標

本提案の最終目標である製品・サービス・生産プロセス等に対し、本研究開発期間中で達成すべき目標を記載してください。

2. 開発項目と実施計画

(1) 実施項目1「○○○○○○○○○」

①開発目標

最終目標と本実施項目の関連性（新規設定の場合のみ）、目標の内容について数値等を用いて具体的に記載してください。

②実施計画

計画の内容・方法を具体的に記載してください。

目標達成に向けて想定される問題点と解決策についても記載してください。

③担当機関

○○株式会社

(2) 実施項目2「○○○○○○○○○」

①開発目標

②実施計画

③担当機関

(3) 実施項目3「○○○○○○○○○」

①開発目標

②実施計画

③担当機関

(4) 実施項目4「○○○○○○○○○」

①開発目標

②実施計画

③担当機関

3. スケジュール（研究開発期間中）

研究開発項目 （「1-2. 開発項目と実施計画」における実施項目を簡潔に記載してください）	目標 （「1-2. 開発項目と実施計画」①開発目標」における定量的な目標を簡潔に記載してください）	研究開発期間										
		H24 年度		H25 年度				H26 年度				
		10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
	現状：***** 目標：現状比〇〇以上										◎	
(1) (項目名)	(項目1の目標値)	→			●							
(2) (項目名)	(項目2の目標値)			→				●				
(3) (項目名)	(項目3の目標値)							→				
(4) (項目名)	(項目4の目標値)	→					●					

4. 研究開発期間終了後の研究開発計画 （研究開発費：200万円／年超の課題のみ）

本研究開発期間終了後、本提案の最終目標である製品・サービス・生産プロセス等の達成までの、研究開発・事業化計画を記載してください。

5. 実施体制

(1) 分担

機関毎の主な役割分担を記載してください。必要に応じて体制図等を図示してください。

(2) 参加予定者一覧

氏名	所属・役職	担当する開発項目	エフォート※

エフォートは、総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」に従い記入してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

6. 研究開発費

6-1. 委託研究開発費（JST支出分）

(1) 全体

(千円)

機関名		年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
	直接経費		0,000	0,000	0,000	0,000
	間接経費		0,000	0,000	0,000	0,000
	再委託費		0,000	0,000	0,000	0,000
	合計		0,000	0,000	0,000	0,000
	直接経費		0,000	0,000	0,000	0,000
	間接経費		0,000	0,000	0,000	0,000
	再委託費		0,000	0,000	0,000	0,000
	合計		0,000	0,000	0,000	0,000
	直接経費		0,000	0,000	0,000	0,000
	間接経費		0,000	0,000	0,000	0,000
	再委託費		0,000	0,000	0,000	0,000
	合計		0,000	0,000	0,000	0,000
	直接経費		0,000	0,000	0,000	0,000
	間接経費		0,000	0,000	0,000	0,000
	再委託費		0,000	0,000	0,000	0,000
	合計		0,000	0,000	0,000	0,000
合計			0,000	0,000	0,000	0,000

(2) 機関別

※機関毎に記載してください。大学等、企業がそれぞれ複数ある場合は、枠をコピーしてください。

※各項目すべて千円未満の端数が発生した場合は、切り捨てて千円単位で記入してください。

(注1) 大学等で雇用するポスドク、研究補助員、企業に所属する研究開発者の従事率に応じた人件費等。

(注2) 大学等、企業とも、原則として直接経費の30%を上限として間接経費を措置します。間接経費率は、小数点以下を切り上げて整数で記入してください。

～株式会社					
年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
直接経費	物品費(設備備品費)	0,000	0,000	0,000	0,000
	物品費(消耗品費)	0,000	0,000	0,000	0,000
	旅費	0,000	0,000	0,000	0,000
	人件費・謝金 (注1)	0,000	0,000	0,000	0,000
	その他(外注費)	0,000	0,000	0,000	0,000
	その他(その他経費)	0,000	0,000	0,000	0,000
	小計	0,000	0,000	0,000	0,000
間接経費 (間接経费率) (注2) 小計	(00%) 0,000	(00%) 0,000	(00%) 0,000	(00%) 0,000	
再委託費	0,000	0,000	0,000	0,000	
合計	0,000	0,000	0,000	0,000	

(主な内訳) 一品目 (人件費・謝金は年俸) あたり 50 万円以上の支出予定について記載してください。

物品費(設備備品費)

物品費(消耗品費)

旅費

人件費・謝金

その他(外注費)

その他(その他経費)

～大学					
年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
費目					
直接経費	物品費(設備備品費)	0,000	0,000	0,000	0,000
	物品費(消耗品費)	0,000	0,000	0,000	0,000
	旅費	0,000	0,000	0,000	0,000
	人件費・謝金 (注1)	0,000	0,000	0,000	0,000
	その他(外注費)	0,000	0,000	0,000	0,000
	その他(その他経費)	0,000	0,000	0,000	0,000
	小計	0,000	0,000	0,000	0,000
間接経費 (間接経费率)		(00%)	(00%)	(00%)	(00%)
(注2) 小計		0,000	0,000	0,000	0,000
再委託費		0,000	0,000	0,000	0,000
合計		0,000	0,000	0,000	0,000

(主な内訳) 一品目 (人件費・謝金は年俸) あたり 50 万円以上の支出予定について記載してください。

物品費(設備備品費)

物品費(消耗品費)

旅費

人件費・謝金

その他(外注費)

その他(その他経費)

6-2. 研究開発費（企業負担分）

企業が本研究開発で自ら負担する予定の費用（マッチングファンド企業負担分）について、企業毎に各年度の研究開発費企業支出額（直接経費、間接経費、再委託費の合計）を記載してください。

年度 機関	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	主な内訳
〇〇会社	0,000	0,000	0,000	0,000	
△△会社	0,000	0,000	0,000	0,000	
・・・	0,000	0,000	0,000	0,000	
合計	0,000	0,000	0,000	0,000	

（主な内訳）一品目（人件費・謝金は年俸）あたり 50 万円以上の支出予定について企業毎に記載してください。

物品費(設備備品費)

物品費(消耗品費)

旅費

人件費・謝金

その他(外注費)

その他(その他経費)

(様式6)

(本申請に係る特許・論文リスト)

※今回の課題の申請に関して、「出願特許」「参考文献」がある場合には、**最大3点まで**記載してください。記載された「出願特許」「参考文献」は**原則として添付が必要**です。申請者の判断により添付をしない場合のみ、「添付」欄を「無」としてください。この場合、技術内容詳細が不明であることを理由に審査上不利を被る可能性があることをご確認ください。

※以降、本申請書内で出願特許、参考文献、比較文献を引用する場合は、**本様式の項番（出願特許1、参考文献1など）**により引用してください。

※1 出願特許：シーズ候補に係る「**研究責任者が発明者となっている特許**」を指します。

※2 参考文献：シーズ候補に係る「**研究責任者が著者となっている論文等**」を指します。

出願特許※1							
項番	発明の名称	出願番号 ・特許番号	発明者	出願人	権利化の状況	実施・実施許諾 の状況	添付
1					審査請求済み	なし	有
2					不服審判請求済み	自己実施	有
3						実施許諾	有
参考文献※2							
項番	タイトル	掲載先	著者	概要			添付
1							有
2							有
3							有



(様式7)

(申請企業に関する情報)

JSTから資金を受ける全ての企業について、1企業につき1枚で(必要数様式をコピーして)作成してください。

1. 申請企業の概要

				2012年00月00日 現在		
企業名	株式会社 ○○○○			上場	有(年月)・無	
ホームページ	http://					
本社所在地	○○県○○市○○町○丁目○番○号					
工場	本社工場(○○市)、□□工場(□□市)					
研究所	本社研究所(○○市)					
代表者名	代表取締役 ○○○○					
役員数	00名	(	00名[技術系役員]	)	資本金	
社員数	00,000名[単独]	(	00,000名[研究開発要員]	)		000,000 百万円[単独]
	00,000名[連結]					000,000 百万円[連結]
主要株主	○○○○(%)、□□□□(%)、△△△△(%)					
主要取引銀行	○○銀行△△支店、□□銀行▽▽支店					
主要関係会社	株式会社 ○○○○(販売会社)					
JST等との関係	JSTあるいは官公庁、公益法人等から受託研究、補助金等の実績があれば、主なものについて記入してください。					
事業内容	○○○○、□□□□の製造及び販売、△△△△の受託研究開発					
研究開発能力	業種	業種表から選択(主な1つ)		研究開発分野	研究開発分野表から選択(主な1つ)	
	記入例) □□研究所、▽▽㈱とも協力関係を築いており、本年度も☆☆☆☆の研究開発を実施している。(…等、研究開発の実施能力を示す事柄を記述してください。)					
研究開発実績	記入例) 平成☆年、独自に○○○○を開発し製造販売している。また、◎◎◎◎について□□大学△△教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。(…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。)					
経営状況と見通し	記入例) ①当社は○○○のメーカーであり、当該分野では◎◎◎等は他の追随を許さぬ製品となっている。(…等、貴社の得意面を記述してください。以下同様。) ②業績面については、主要需要先である△△△が、▽▽▽の東南アジア向けの市場拡大に支えられ高水準で推移したため、平成☆年☆月期売上高で対前期比○○%増の□□百万円を計上した。また、損益面については新製品の販売を開始、原価低減活動により経常利益で対前年比○○%増の□□百万円を計上した。 ③新製品(○○)の販売拡大等により増収、増益となる見通しである。					

注) 業種、研究開発分野は、公募要領の「企業の業種表および研究開発分野表」より主な1つをご記入ください。

2. 申請企業の財務情報

項目		決算期		平成n-1年00月期		平成n年00月期	
		平成n-2年00月期	指数	平成n-1年00月期	指数	平成n年00月期	指数
財政状態	資本金	A 百万円	100	a 百万円	a/A×100	a' 百万円	a'/A×100
	自己資本	B 百万円	100	b 百万円	b/B×100	b' 百万円	b'/B×100
	総資産	C 百万円	100	c 百万円	c/C×100	c' 百万円	c'/C×100
経営状態	売上高	D 百万円	100	d 百万円	d/D×100	d' 百万円	d'/D×100
	経常利益	E 百万円	100	e 百万円	e/E×100	e' 百万円	e'/E×100
	当期利益	F 百万円	100	f 百万円	f/F×100	f' 百万円	f'/F×100
財務比率分析	自己資本比率	B/C %		b/c %		b'/c' %	
	経常利益率1	E/D %		e/d %		e'/d' %	
	経常利益率2	E/C %		e/c %		e'/c' %	
	研究開発費(研究開発比率)	G 百万円 G/D %		g 百万円 g/d %		g' 百万円 g'/d' %	
	配当率	%		%		%	
特記事項							

注) 経常利益率1は対売上高、経常利益率2は対総資産、研究開発費率3は対売上高で記入ください。

注) 配当率は年間配当金総額の株主資本に対する割合をご記入ください。

(様式8)

( 他 事 業 へ の 申 請 状 況 )

1. 復興促進プログラム（マッチング促進）以外のJST事業への申請状況

※申請者（企業責任者・研究責任者）及び様式5の5.実施体制 1）参加者リストに記載の者が、現在、JSTから受けている助成金等（現在申込中のものを含む）、過去に受けた助成金等（3年以内）がある場合は、**本申請と重複した内容かどうかにかかわらず**、「有り」にチェックし、その事業名、課題名、実施期間、予算規模、申請代表者名、今回の申請に関連する参加者名、今回の申請課題との関連を正確に記入してください。複数ある場合は枠を適宜追加してください。  
なお、過去に受けた助成金等については、本申請と重複した内容（発展・派生した内容を本申請とする場合を含む）の場合は、過去10年以内のものについて記載してください。

JST 内の本事業以外の事業への申請経験		有 ・ 無 いずれか該当する方を記載		
申請状況	申請中・実施中・終了済のいずれかを記載してください			
事業・制度名				
課題名				
実施期間	20XX年00月	～	20XX年00月	予算規模 0,000,000 千円[全体]
申請代表者名				
関係する参加者とその分担額				
今回の申請課題との関連性と相違点				

2. JST外の他事業への申請状況

※申請者（企業責任者・研究責任者）及び様式5の5.実施体制 1）参加者リストに記載の者が、現在、他制度（JST以外の国、自治体、独立行政法人、公益法人等による制度）から受けている助成金等（現在申込み中のものを含む）、過去に受けた助成金等（3年以内）がある場合は、**本申請と重複した内容かどうかにかかわらず**、その制度の実施機関名、制度（事業）名、課題名、実施期間（予定含む）、予算規模、申請代表者名、今回の申請に関連する参加者名、今回の申請課題との関連を正確に記入してください。複数ある場合は枠を適宜追加してください。  
なお、過去に受けた助成金等については、本申請と重複した内容（発展・派生した内容を本申請とする場合を含む）の場合は、過去10年以内のものについて記載してください。

JST 外の他事業への申請経験		有 ・ 無 いずれか該当する方を記載		
申請状況	申請中・実施中・終了済のいずれかを記載してください			
配分機関名				
事業・制度名				
課題名				
実施期間	20XX年00月	～	20XX年00月	予算規模 0,000,000 千円[全体]
申請代表者名				
関係する参加者とその分担額				
今回の申請課題との関連性と相違点				

(様式9)

( 倫 理 面 へ の 配 慮 )

○本様式は、組換えDNA実験、遺伝子治療臨床研究、特定胚を取り扱う研究、ヒトES細胞の研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、疫学研究、臨床研究に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。以下の事項について1ページで記入してください。

(1) 申請する課題の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じるべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。

(2) 動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。

該当がない場合も、その旨を記入してください。

(様式10)

( 特 殊 用 語 等 の 説 明 )

用語	説明
	○ 本申請書類で使用している業界用語、専門用語及び略語等の特殊用語のうち、研究を総合的に把握するうえで必要と思われるものについて、簡単な解説をわかりやすく記入してください。



(別添)「復興特別区域」の対象区域(1/3)

北海道	茅部郡鹿部町	岩手県	下閉伊郡普代村	宮城県	加美郡色麻町
北海道	二海郡八雲町	岩手県	九戸郡軽米町	宮城県	加美郡加美町
北海道	広尾郡広尾町	岩手県	九戸郡野田村	宮城県	遠田郡涌谷町
北海道	厚岸郡浜中町	岩手県	九戸郡九戸村	宮城県	遠田郡美里町
青森県	八戸市	岩手県	九戸郡洋野町	宮城県	牡鹿郡女川町
青森県	三沢市	岩手県	二戸郡一戸町	宮城県	本吉郡南三陸町
青森県	上北郡おいらせ町	宮城県	仙台市	福島県	福島市
青森県	三戸郡階上町	宮城県	石巻市	福島県	会津若松市
岩手県	盛岡市	宮城県	塩竈市	福島県	郡山市
岩手県	宮古市	宮城県	気仙沼市	福島県	いわき市
岩手県	大船渡市	宮城県	白石市	福島県	白河市
岩手県	花巻市	宮城県	名取市	福島県	須賀川市
岩手県	北上市	宮城県	角田市	福島県	喜多方市
岩手県	久慈市	宮城県	多賀城市	福島県	相馬市
岩手県	遠野市	宮城県	岩沼市	福島県	二本松市
岩手県	一関市	宮城県	登米市	福島県	田村市
岩手県	陸前高田市	宮城県	栗原市	福島県	南相馬市
岩手県	釜石市	宮城県	東松島市	福島県	伊達市
岩手県	二戸市	宮城県	大崎市	福島県	本宮市
岩手県	八幡平市	宮城県	刈田郡蔵王町	福島県	伊達郡桑折町
岩手県	奥州市	宮城県	刈田郡七ヶ宿町	福島県	伊達郡国見町
岩手県	岩手郡雫石町	宮城県	柴田郡大河原町	福島県	伊達郡川俣町
岩手県	岩手郡葛巻町	宮城県	柴田郡村田町	福島県	安達郡大玉村
岩手県	岩手郡岩手町	宮城県	柴田郡柴田町	福島県	岩瀬郡鏡石町
岩手県	岩手郡滝沢村	宮城県	柴田郡川崎町	福島県	岩瀬郡天栄村
岩手県	紫波郡紫波町	宮城県	伊具郡丸森町	福島県	南会津郡下郷町
岩手県	紫波郡矢巾町	宮城県	亘理郡亘理町	福島県	南会津郡檜枝岐村
岩手県	和賀郡西和賀町	宮城県	亘理郡山元町	福島県	南会津郡只見町
岩手県	胆沢郡金ヶ崎町	宮城県	宮城郡松島町	福島県	南会津郡南会津町
岩手県	西磐井郡平泉町	宮城県	宮城郡七ヶ浜町	福島県	耶麻郡北塩原村
岩手県	気仙郡住田町	宮城県	宮城郡利府町	福島県	耶麻郡西会津町
岩手県	上閉伊郡大槌町	宮城県	黒川郡大和町	福島県	耶麻郡磐梯町
岩手県	下閉伊郡山田町	宮城県	黒川郡大郷町	福島県	耶麻郡猪苗代町
岩手県	下閉伊郡岩泉町	宮城県	黒川郡富谷町	福島県	河沼郡会津坂下町
岩手県	下閉伊郡田野畑村	宮城県	黒川郡大衡村	福島県	河沼郡湯川村

(別添)「復興特別区域」の対象区域(2/3)

福島県	河沼郡柳津町
福島県	大沼郡三島町
福島県	大沼郡金山町
福島県	大沼郡昭和村
福島県	大沼郡会津美里町
福島県	西白河郡西郷村
福島県	西白河郡泉崎村
福島県	西白河郡中島村
福島県	西白河郡矢吹町
福島県	東白川郡棚倉町
福島県	東白川郡矢祭町
福島県	東白川郡塙町
福島県	東白川郡鮫川村
福島県	石川郡石川町
福島県	石川郡玉川村
福島県	石川郡平田村
福島県	石川郡浅川町
福島県	石川郡古殿町
福島県	田村郡三春町
福島県	田村郡小野町
福島県	双葉郡広野町
福島県	双葉郡檜葉町
福島県	双葉郡富岡町
福島県	双葉郡川内村
福島県	双葉郡大熊町
福島県	双葉郡双葉町
福島県	双葉郡浪江町
福島県	双葉郡葛尾村
福島県	相馬郡新地町
福島県	相馬郡飯舘村
茨城県	水戸市
茨城県	日立市
茨城県	土浦市
茨城県	古河市
茨城県	石岡市

茨城県	結城市
茨城県	龍ヶ崎市
茨城県	下妻市
茨城県	常総市
茨城県	常陸太田市
茨城県	高萩市
茨城県	北茨城市
茨城県	笠間市
茨城県	取手市
茨城県	牛久市
茨城県	つくば市
茨城県	ひたちなか市
茨城県	鹿嶋市
茨城県	潮来市
茨城県	常陸大宮市
茨城県	那珂市
茨城県	筑西市
茨城県	坂東市
茨城県	稲敷市
茨城県	かすみがうら市
茨城県	桜川市
茨城県	神栖市
茨城県	行方市
茨城県	鉾田市
茨城県	つくばみらい市
茨城県	小美玉市
茨城県	東茨城郡茨城町
茨城県	東茨城郡大洗町
茨城県	東茨城郡城里町
茨城県	那珂郡東海村
茨城県	久慈郡大子町
茨城県	稲敷郡美浦村
茨城県	稲敷郡阿見町
茨城県	稲敷郡河内町
茨城県	北相馬郡利根町

栃木県	宇都宮市
栃木県	足利市
栃木県	佐野市
栃木県	小山市
栃木県	真岡市
栃木県	大田原市
栃木県	矢板市
栃木県	那須塩原市
栃木県	さくら市
栃木県	那須烏山市
栃木県	芳賀郡益子町
栃木県	芳賀郡茂木町
栃木県	芳賀郡市貝町
栃木県	芳賀郡芳賀町
栃木県	塩谷郡高根沢町
栃木県	那須郡那須町
栃木県	那須郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市
千葉県	銚子市
千葉県	市川市
千葉県	船橋市
千葉県	松戸市
千葉県	野田市
千葉県	成田市
千葉県	佐倉市
千葉県	東金市
千葉県	柏市
千葉県	旭市
千葉県	習志野市
千葉県	八千代市
千葉県	我孫子市
千葉県	浦安市
千葉県	印西市
千葉県	富里市

(別添)「復興特別区域」の対象区域(3/3)

千葉県	匝瑳市
千葉県	香取市
千葉県	山武市
千葉県	印旛郡酒々井町
千葉県	印旛郡栄町
千葉県	香取郡神崎町
千葉県	香取郡多古町
千葉県	香取郡東庄町
千葉県	山武郡大網白里町
千葉県	山武郡九十九里町
千葉県	山武郡横芝光町
千葉県	長生郡白子町
新潟県	十日町市
新潟県	上越市
新潟県	中魚沼郡津南町
長野県	下高井郡野沢温泉 村
長野県	下水内郡栄村



(別添) 研究開発データベース・重点研究分野コード表

番号	重点研究分野	研究区分	番号	重点研究分野	研究区分
0101	ライフサイエンス	ゲノム	0499	ナノテク・材料	その他
0102	ライフサイエンス	医学・医療	0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術	0502	エネルギー	原子力エネルギー
0104	ライフサイエンス	脳科学	0503	エネルギー	自然エネルギー
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス	0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0106	ライフサイエンス	環境・生態	0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0107	ライフサイエンス	物質生産	0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究	0589	エネルギー	共通基礎研究
0199	ライフサイエンス	その他	0599	エネルギー	その他
0201	情報通信	高速ネットワーク	0601	製造技術	高精度技術
0202	情報通信	セキュリティ	0602	製造技術	精密部品加工
0203	情報通信	サービス・アプリケーション	0603	製造技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0204	情報通信	家電ネットワーク	0604	製造技術	環境負荷最小化
0205	情報通信	高速コンピューティング	0605	製造技術	品質管理・製造現場安全確保
0206	情報通信	シミュレーション	0606	製造技術	先進的ものづくり
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置	0607	製造技術	医療・福祉機器
0208	情報通信	入出力	0608	製造技術	アセンブリープロセス
0209	情報通信	認識・意味理解	0609	製造技術	システム
0210	情報通信	センサ	0689	製造技術	共通基礎研究
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価	0699	製造技術	その他
0212	情報通信	ソフトウェア	0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0213	情報通信	デバイス	0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0289	情報通信	共通基礎研究	0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0299	情報通信	その他	0704	社会基盤	事故対策技術
0301	環境	地球環境	0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0302	環境	地域環境	0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0303	環境	環境リスク	0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0304	環境	循環型社会システム	0722	社会基盤	広域地域研究
0305	環境	生物多様性	0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0389	環境	共通基礎研究	0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0399	環境	その他	0725	社会基盤	バリアフリー
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(電子・磁気・光学応用等)	0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(構造材料応用等)	0789	社会基盤	共通基礎研究
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス	0799	社会基盤	その他
0404	ナノテク・材料	ナノ医療	0801	フロンティア	宇宙科学(天文を含む)
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー	0802	フロンティア	宇宙開発利用
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用	0821	フロンティア	海洋科学
0407	ナノテク・材料	表面・界面	0822	フロンティア	海洋開発
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準	0889	フロンティア	共通基礎研究
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス	0899	フロンティア	その他
0410	ナノテク・材料	基礎物性	0900	人文・社会	
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション	1000	自然科学一般	
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料			
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究			

## (別添)キーワード表(1/2)

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
001	遺伝子	044	暗号・認証等	087	環境分析
002	ゲノム	045	セキュア・ネットワーク	088	公害防止・対策
003	蛋白質	046	高信頼性ネットワーク	089	生態系修復・整備
004	糖	047	著作権・コンテンツ保護	090	環境調和型農林水産
005	脂質	048	ハイパフォーマンス・コンピューティング	091	環境調和型都市基盤整備・建築
006	核酸	049	ディベンダブル・コンピューティング	092	自然共生
007	細胞・組織	050	アルゴリズム	093	政策研究
008	生体分子	051	モデル化	094	磁気記録
009	生体機能利用	052	可視化	095	半導体超微細化
010	発生・分化	053	解析・評価	096	超高速情報処理
011	脳・神経	054	記憶方式	097	原子分子処理
012	動物	055	データストレージ	098	走査プローブ顕微鏡(STM、AFM、STS、SNOM、他)
013	植物	056	大規模ファイルシステム	099	量子ドット
014	微生物	057	マルチモーダルインターフェース	100	量子細線
015	ウイルス	058	画像・文章・音声等認識	101	量子井戸
016	行動学	059	多言語処理	102	超格子
017	進化	060	自動タブ付け	103	分子機械
018	情報工学	061	バーチャルリアリティ	104	ナノマシン
019	プロテオーム	062	エージェント	105	トンネル現象
020	トランスレーショナルリサーチ	063	スマートセンサ情報システム	106	量子コンピュータ
021	移植・再生医療	064	ソフトウェア開発効率化・安定化	107	DNAコンピュータ
022	医療・福祉	065	ディレクトリ・情報検索	108	スピエレトロニクス
023	再生医学	066	コンテンツ・アーカイブ	109	強相関エレクトロニクス
024	食品	067	システムオンチップ	110	ナノチューブ・フラレン
025	農林水産物	068	デバイス設計・製造プロセス	111	量子閉じ込め
026	組換え食品	069	高密度実装	112	自己組織化
027	バイオテクノロジー	070	先端機能デバイス	113	分子認識
028	痴呆	071	低消費電力・高エネルギー密度	114	少数電子素子
029	癌	072	ディスプレイ	115	高性能レーザー
030	糖尿病	073	リモートセンシング	116	超伝導材料・素子
031	循環器・高血圧	074	モニタリング(リモートセンシング以外)	117	高効率太陽光発電材料・素子
032	アレルギー・ぜんそく	075	大気現象	118	量子ビーム
033	感染症	076	気候変動	119	光スイッチ
034	脳神経疾患	077	水圏現象	120	フォトニック結晶
035	老化	078	土壌圏現象	121	微小共振器
036	薬剤反応性	079	生物圏現象	122	テラヘルツ／赤外材料・素子
037	バイオ関連機器	080	環境質定量化・予測	123	ナノコンタクト
038	フォトニックネットワーク	081	環境変動	124	超分子化学
039	先端的通信	082	有害化学物質	125	MBE、エピタキシャル
040	有線アクセス	083	廃棄物処理	126	1分子計測(SMD)
041	インターネット高度化	084	廃棄物再資源化	127	光ピンセット
042	移動体通信	085	大気汚染防止・浄化	128	(分子)モーター
043	衛星利用ネットワーク	086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化	129	酵素反応

## (別添)キーワード表(2/2)

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
130	共焦点顕微鏡	174	火山	218	交通事故
131	電子顕微鏡	175	津波	219	物流
132	超薄膜	176	土砂災害	220	次世代交通システム
133	エネルギー全般	177	集中豪雨	221	高度道路交通システム(ITS)
134	再生可能エネルギー	178	高潮	222	走行支援道路システム(AHS)
135	原子力エネルギー	179	洪水	223	交通需要マネージメント
136	太陽電池	180	火災	224	バリアフリー
137	太陽光発電	181	自然災害	225	ユニバーサルデザイン
138	風力	182	自然現象観測・予測	226	輸送機器
139	地熱	183	耐震	227	電子航法
140	廃熱利用	184	制震	228	管制
141	コージェネレーション	185	免震	229	ロケット
142	メタンハイドレート	186	防災	230	人工衛星
143	バイオマス	187	防災ロボット	231	再使用型輸送系
144	天然ガス	188	減災	232	宇宙インフラ
145	省エネルギー	189	復旧・復興	233	宇宙環境利用
146	新エネルギー	190	救命	234	衛星通信・放送
147	エネルギー効率化	191	消防	235	衛星測位
148	二酸化炭素排出削減	192	海上安全	236	国際宇宙ステーション(ISS)
149	地球温暖化ガス排出削減	193	非常時通信	237	地球観測
150	燃料電池	194	危機管理	238	惑星探査
151	水素	195	リアルタイムマネージメント	239	天文
152	電気自動車	196	国土開発	240	宇宙科学
153	LNG車	197	国土整備	241	上空利用
154	ハイブリッド車	198	国土保全	242	海洋科学
155	超精密計測	199	広域地域	243	海洋開発
156	光源技術	200	生活空間	244	海洋微生物
157	精密研磨	201	都市整備	245	海洋探査
158	プラズマ加工	202	過密都市	246	海洋利用
159	マイクロマシン	203	水資源	247	海洋保全
160	精密部品加工	204	水循環	248	海洋資源
161	高速プロトタイプング	205	流域圏	249	深海環境
162	超精密金型転写	206	水管理	250	海洋生態
163	射出成型	207	淡水製造	251	大陸棚
164	高速組立成型	208	渇水	252	極地
165	高速伝送回路設計	209	延命化	253	哲学
166	微細接続	210	長寿命化	254	心理学
167	—	211	コスト縮減	255	社会学
168	ヒューマンセンタード生産	212	環境対応	256	教育学
169	複数企業共同生産システム	213	建設機械	257	文化人類学
170	品質管理システム	214	建設マネージメント	258	史学
171	低エントロピー化指向製造システム	215	国際協力	259	文学
172	地球変動予測	216	国際貢献	260	法学
173	地震	217	地理情報システム(GIS)	261	経済学

(別添)企業の業種表および研究開発分野表

業種

研究開発分野

食料品	電子部品・デバイス・電子回路分野	計測・分析分野(ソフトを含む)
繊維製品	コンピュータ分野	センサ分野
パルプ・紙	ネットワーク分野	光デバイス分野
化学	ユーザビリティ分野	プラズマ・放電分野
医薬品	ソフトウェア分野	振動・音響分野
石油・石炭製品	その他電子・情報通信	その他応用物理
ゴム製品	エネルギー分野(エネルギー効率の向上、燃料多様化、新エネルギー、化石燃料等)	飲食品・たばこ分野
ガラス・土石製品	超電導技術分野	繊維・衣服・その他の繊維製品分野
鉄鋼	CO2 固定化・有効利用分野	家具・装備品分野
非鉄製品	脱フロン対策分野	パルプ、紙、紙加工品分野
金属製品	3R・廃棄物処理分野	印刷・同関連分野
機械	化学物質総合評価管理分野	化学工業分野(石油製品、石炭製品、プラスチック製品を含む)
電気機器	ナノテクノロジー・高機能部材分野(グリーンサステイナブルケミストリーを含む)	ゴム製品分野
輸送用機器	ロボット分野	なめし皮・同製品・毛皮分野
精密機器	設計・製造・加工分野	窯業・土石製品分野
その他製品	航空機分野	金属材料・金属加工・金属製品分野
水産・農林・鉱業	宇宙分野	香料・化粧品分野
建設業	人間生活技術分野	汎用機械器具分野
エネルギー供給業	サービス工学分野	生産用機械器具分野
陸海空運業	コンテンツ分野	電気機械器具分野
情報・通信業	建築・土木構造・設計分野	運送用機械器具
卸売業・小売業	建築・土木材料分野	その他製造業
金融業	建設施工分野	農業、林業、漁業、水産養殖業
不動産業	都市・交通	鉱業、採石業、砂利採取業
サービス業	その他建設・土木	その他
個人	創薬・診断薬分野	
その他	診断機器・治療機器・医用材料分野	
	再生医療分野	
	医療福祉・介護分野	
	健康分野	
	生物機能活用技術分野	



# 復興促進プログラム (マッチング促進)

詳細は、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/fukkou/>

## ホームページ

機構ホームページ <http://www.jst.go.jp/>

課題申請書ダウンロード

<http://www.jst.go.jp/fukkou/about/matching.html>

## 問い合わせ先



独立行政法人 科学技術振興機構

JST 復興促進センター

盛岡事務所・仙台事務所・郡山事務所

TEL (盛岡)019-635-0727

(仙台)022-395-5712

(郡山)024-983-0183

E-mail [fukkou\\_matching@jst.go.jp](mailto:fukkou_matching@jst.go.jp)(事務所共通)